

那覇市屋外広告物条例第 17 条第 2 項の特例許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市屋外広告物条例（平成 24 年那覇市条例第 69 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 項の特例許可について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び那覇市屋外広告物条例施行規則（平成 24 年那覇市規則第 52 号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(対象となる広告物等の表示又は設置)

第3条 この要綱の対象となる広告物等は、平成 25 年 3 月 31 日において現に本市の区域内で表示又は設置されている屋上広告物のうち、施行規則第 11 条に規定する許可の基準に適合していないものとする。

(特例許可の基準)

第4条 前条の広告物等の許可の基準は、施行規則第 11 条の規定にかかわらず、広告表示面におけるマンセル値が彩度 10 以上の色彩によって表示される面積の割合が各表示面に対し、3 分の 1 以下であること、かつ、構造上安全であり、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

(許可の申請)

第 5 条 前条の許可の基準に基づき、条例第 11 条、第 14 条第 5 項または第 19 条もしくは第 20 条の規定により許可を受けようとする者は、施行規則第 2 条または第 13 条もしくは第 14 条で定める書類に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 屋外広告物特例許可申出書
- (2) 施行規則第 13 条第 1 項第 1 号の屋外広告物自己点検報告書（第 12 号様式）
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 66 条第 1 項の規定に基づき建築主事の確認を受けなければならない広告物等にあつては、同法第 6 条第 1 項の確認済証又は同法第 7 条第 5 項の検査済証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可の期間)

第6条 第4条の許可の基準に基づき許可を受けた広告物等の表示又は設置の許可の期間は、施行規則第12条の規定に準ずる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。